平成２９年（フ）第１８５号
栃木県矢板市木幡1351番地２
債務者　阿久津幸枝
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１００号
愛知県西尾市吉良町饗庭坏ノ口29番地
債務者　牧　　宏枝
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
岡山市北区西辛川576番地１グランドールＢ201、旧住所埼玉県飯能市東町20番５号
債務者　橋口有紀子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５８４号
福岡市西区下山門３丁目８番10―302号
破産者　中本　弘美
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　債権届出をしたすべての破産債権者がその届出を取り下げた。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３５６号
福岡県大野城市筒井４丁目７番７号　101号
破産者　北崎　英治
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２０７号
埼玉県羽生市西５丁目23番地１　キャプテンマリーナ202、旧住所埼玉県加須市久下５丁目12番地５
破産者　河野　孝子
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３７号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番10―301号
破産者　阿部　重幸
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７９６号
宮城県名取市名取が丘１丁目10番33―１号
破産者　中村　　正
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
山形県最上郡最上町大字志茂370番地の５
破産者　岩本　周子
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
福島市太田町17番８号　アーバン横山101号、開始決定時の住所福島市御山字田中16番地の５
破産者　尾形　善雄
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１５９号
愛知県春日井市高蔵寺町北１丁目53番地　第１タカクラハイツ103号、開始決定時の住所愛知県春日井市松本町１丁目６番地12
破産者　兼田　晃之
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８７号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目８番地　宝マンション笠寺南605号
破産者　鉄板台所ななほしこと中山智之こと
宋　　信鎬
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３号
大阪府藤井寺市梅が園町20番10号
破産者　髙田　**菊**男
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９１号
堺市堺区旭ヶ丘南町３丁３番３号　ミッシェル旭ヶ丘305号
破産者　Ｃｕｔｅ　Ｌｉｔｔｌｅこと　西口　マリ
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
神戸市垂水区本多聞２丁目20番13号
破産者　丸増商店こと　増田　道治
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０号
兵庫県尼崎市塚口町４丁目17番地の３
破産者　青山　勝則
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係